

# 横手市園芸振興拠点センター 6次産業化支援施設 使用許可申請書

令和 年 月 日

横手市長 高橋 大 様

団体名；  
申請者住所；  
氏名；  
(電話番号 - - )

次のとおり、使用したいので申請します。

使用日	年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )	加工品販売の有無	有・無
使用時間		使用施設	金額
		洗浄室・一次加工室、二次加工室 包装室・粉碎室・菓子製造・梱包室 製品保管室(冷蔵)・製品保管室(冷蔵)	
月 日	: ~ :	時間	円
月 日	: ~ :	時間	円
月 日	: ~ :	時間	円
使用機器	使用人数		名 合計 円
使用目的			
使用責任者	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 氏名 (電話番号 - - )		
施設の使用にあたって、下記事項を順守することを誓約します。 ① 設備、備品等については、使用者の責任で管理し、施設の損傷、汚損または滅失については、原状回復又は損害賠償します。 ② 施設を使用中に起きた傷害は、使用者の責任とし、施設管理者に何ら責任を問いません。 ③ 施設の治安若しくは衛生に害を及ぼし、又は他者の使用を妨害する行為をしません。 ④ 施設を使用して作った加工品により事故が生じた場合は、全て使用者の責任とし、施設管理者に何ら責任を問いません。 ⑤ その他、申請者に起因する管理上等の支障が発生した場合、施設利用の中止を求められることに異議はありません。			

## 注意事項

- 使用する日の5日前までに申請書を提出して、原則として金融機関にてお支払いください。
- 使用時間は、準備から後片付けまでの時間を含めて申請してください。
- 使用目的が次の内容に当てはまる場合は、使用を許可することができません。  
○施設内の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 ○建物又は備品等を損傷するおそれがあるとき。  
○管理上支障があると認めるとき。○その他、施設管理者が使用について、不適切であると判断したとき。
- 災害・施設メンテナンス等の理由により使用の許可を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 横手市園芸振興拠点センター 6次産業化支援施設 使用許可書

横手市6次産業化支援施設の使用について、上記の申請者に対し使用許可します。

令和 年 月 日

横手市長 高橋 大  
(公印省略)

※上記の注意事項をしっかりと守って、ご利用下さい。

受付印